

一関市議会 議会運営委員会 記録

会議年月日	令和5年10月16日(月)			
会議時間	開会	午前9時58分	閉会	午前10時28分
場 所	全員協議会室			
出席委員	委員長 佐藤 浩		副委員長 岩 渕 優	
	委員 岡田 もとみ		委員 千田 恭平	
	委員 千葉 大作		委員 小野寺 道雄	
委員外議員	議長 勝浦 伸行		副議長 千葉 幸男	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	三浦事務局長、細川事務局次長兼庶務係長、熊谷局長補佐兼調査係長、栃澤局長補佐兼議事係長			
出席説明員				
本日の会議に付した事件	<p>議会改革について</p> <p>(1) 政策検討会議の設置について</p> <p>(2) 政策提言の手法・ガイドラインの作成について</p> <p>(3) 常任委員会単位での代表質問について</p> <p>(4) 今後の議会改革の取組について</p>			
議事の経過	別紙のとおり			

議会運営委員会（議会改革）記録

令和5年10月16日

（午前9時58分 開会）

委員長：ただいまの出席委員は6名であります。

全員の出席ですので、これより本日の議会運営委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりです。

初めに、(1)政策検討会議の設置についてから、(3)の常任委員会単位での代表質問についてまでを一括議題といたします。

この3件については、前回までに提案内容の説明、それから質疑等を行っております。

また、議会運営委員会以外でも常任委員会の正副委員長への説明、議員全員協議会での説明も行ってきたところでもあります。

本日は、これまで各議員からの意見のあった内容なども踏まえ、最終案を取りまとめしておりますので、各委員から意見を伺った後、当初のスケジュールにのっとり、採決まで進めたいと思います。

初めに、事務局から最終案について説明させます。

熊谷書記。

熊谷書記：それでは、お手元に配付の最終案につきまして説明をいたします。

なお、この最終案には、政策提言のガイドラインのほかに、政策検討会議の設置、常任委員会単位の代表質問についても記載し、一体のものとしております。

前回までに説明した内容に追加した箇所、それから変更した箇所についての説明とさせていただきます。

まず、1ページを御覧いただきたいと思います。

1ページの1、指針策定の目的でございますが、一番下のところ、箱書きの上の一文ですけれども、今後も適宜見直しを図っていくものとしますというようなことを追記いたしました。

これまで議会運営委員会以外の議員からの意見で、拙速に進めるべきではない、もう少し他市の取組も研究すべきといった趣旨の発言があったところでもあります。

そういったことも踏まえまして、いずれこの指針につきましては、初めての取組でありまして、実際にやってみないと見えてこないような課題もあろうかと思っておりますので、そういった中で、実行と評価を繰り返しながら、常によりよいものに仕上げていくといった趣旨を書き入れたものでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページは、4、政策立案、政策提言の進め方、手法についてでございます。

(3)の常任委員会での調査、検討方法といたしまして、一番下のところ、ポツのところですけれども、一番下に、その他効果的と認められる方法などというような項目を追記したところでございます。

こちらにつきましても、議会運営委員会以外の議員の方から、2つの委員会にまたがるような案件について、委員会間での討議も行ってはどうかといった趣旨の意見がありました。

そういった調査方法などもできるように追記をしたところでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思えます。

4ページ、(4)常任委員会における素案作成についてでございます。

一番下に箱書きを入れました。

市当局との協議についての意味づけを記載したところでございます。

これについても、議会運営委員会以外の議員からになりますけれども、政策提言ということが当局の足かせになるのではないかといった趣旨の御意見を踏まえたものであります。

事務局のほうで、政策提言を決議案として議会で議決している他市議会から聞き取りを行ったところでございます。

その際、いずれの市議会におかれましても、政策提言を決議というような形でする前に、当局との調整、意見交換を行っているとの回答がありました。

そういった先行事例も踏まえたというところでございます。

箱書きを読ませていただきますが、実効性確保に向けた市当局との協議というようなことで、議会からの政策立案、政策提言を執行するのは市当局となります。

このため、政策立案、政策提言は、市当局側から見ても実現性のある内容とすることが望まれますが、議員の全てが行政の諸制度に精通しているとは限らず、この点において、実現性があるか否かの判断が困難な場合もあります。

このため、素案作成時点において、その政策を所管する部局等との協議を経ることで、実現性が高く、より効果的な政策になるということが期待されます。

なお、ここで述べる市当局との協議は、委員会単位で行うものであり、議員個人が個々の職責を果たすために行う市当局への聞き取りや助言は、これまでどおり議員個人の判断で実施するものとしますというようなことを書き入れ、共通理解を図りたいと思えます。

次に、5ページを御覧いただきたいと思えます。

下に箱書きでパブリックコメントについての実施について記載いたしました。

これは主に議会の発議による政策条例、条例の発議、そういったことの政策条例の制定に向けた取組であります。

市民生活に大きく関わるような条例を制定しようとする場合には、パブリックコメントを実施して、市民の意見を聞きましようといった内容となります。

次に、6ページを御覧いただきたいと思えます。

6ページ、政策立案の提案、政策提言書の提出方法についてでございます。

ここについては、今回のガイドラインの一つのポイントというようなことでございました。

②のところ、政策提言については、提言に重みを持たせる意味で、決議案を優先的に実施してはどうかということで、前回まで御説明してきたところでございますが、これについても、議会運営委員会以外の議員のほうから、決議する手法について慎重な意

見をいただいていたところでもあります。

これを踏まえまして、政策提言は以下の（ア）、（イ）から選択するというので、決議案とする手法、それから、これまでどおり議場以外で政策提言書を市長に手交する手法の両論併記というようなことにして、状況に応じて使い分けをする内容にしたところでございます。

また、下のほうに箱書きで決議案とする意義についても記載したところでもあります。

読み上げさせていただきますが、決議案とする政策提言の意義というようなことで、議会からの政策提言には法的な拘束力がなく、市当局に執行を義務づけるものではありません。

ただし、政策提言は、市政の課題に基づき、市民の代表である議員が様々な調査、研究等を経て、提言の必要性が認められた内容について、市民目線で行うものでありますので、実行されることが望ましいところといたしたところでございます。

このことから、政策提言を議会で議決することで議会の意思決定としての重みをつけて、議場という広く市民に見える場で提言をするというようなことで、この決議案とすることの意義づけをしたところでございます。

次に、少し飛びまして、9ページを御覧いただきたいと思っております。

9ページには、政策検討会議の設置、運用について記載したところがございます。

9ページの中ほど、3のところ、招集権者、招集案件とあります。

ここの(2)ですけれども、市政課題に関する案件について、情報共有や議員間討議をするため、3人以上の議員から開催の申入れがあり、次ですけれども、議会運営委員会において同意が得られた場合という言葉が今回追記したところでもあります。

前回までは3人以上の議員から申入れがあった場合は無条件に開催するというようなことで読める内容になっておりましたが、やはり一定の事前確認は必要ではないかということで、議会運営委員会での同意という文言を付記したところでもあります。

これは、先日行った藤沢市議会でも同様の取組をしております。

次に、10ページを御覧いただきたいと思っております。

10ページ、常任委員会単位の代表質問ですが、2の質問事項のところがございます。

こちらについては、岡田委員のほうからも御意見をいただいていたところではありますが、(1)と(2)につきましては、いずれも政策提言に関することではありますが、(3)はそれ以外の案件についても質問できますといった中身になっています。

ただし、ここに所管事務調査を踏まえて把握したという文言を追記させていただきました。

何でもありではないということで御理解いただきたい内容になっております。

それから、次のページを御覧いただきたいと思っておりますが、11ページになります。

5のその他のところで、2行目になりますけれども、また、委員会代表質問で取り上げる事項は、個人の一般質問では取り扱わないこととしますというような記載については、これまでどおりになりますが、下に箱書きになっていまして、強調させていただいたのですけれども、あくまでも原則という形で運用するものであります。

議員個人の一般質問の質問権を制限するものではありませんというようなことで、共通理解をいただくために、箱書きとしたところでもあります。

以上が、変更箇所、追記箇所でございます。

それから、お手元のほうにA3の資料を配付しておりますが、こちらについては、各議員からこれまで質問であったり、意見をいただいたことについての対応、それから考え方を正副委員長のほうで協議して、取りまとめたものになります。

これを踏まえた最終案という形になっております。

いずれ政策提言、政策立案については、議会基本条例の中でしっかりうたわれておりますし、先の報酬等審議会の答申の附帯意見、あるいは議会モニターからの意見でも取り組むべきであるというようなことにされております。

初めから全て完璧に準備して実施するというのはやはり難しいと思われまので、まずは一步踏み出して実行して、評価を繰り返していくことで、よりよいものにしてはどうかと思います。

事務局といたしましても、この常任委員会の改選という時期に合わせてトライしていくことが望ましいタイミングではないかと捉えているところであります。

説明は以上でございます。

委員長：事務局の説明が終わりましたが、この最終案につきましては、前もって皆様方に、タブレットのほうに入れておきましたので、各委員ともお目通しいただいたものということで、これから各委員からそれぞれの意見を伺いたいと思います。

これまで議会運営委員会以外の議員からいただいた意見の中には、決議案とする手法について拙速に進めるべきでないといった声や、反対に、議会の意思が政策に反映されやすくなるので進めてほしいなどという声もありましたが、そういった点も踏まえて、御意見の発表をお願いしたいと思います。

意見ありましたらお願いしたいのですが、まず、各委員から一言ずついただきたいと思えます。

千田委員、いかがですか。

千田委員：最終案ということで、指針ざっと目を通させていただきました。

あさってが常任委員会の改選になりますので、そして、若干委員の異動もあると思えますので、まずはスタートしてみて、1年半なり2年近くなると思えますけれども、それをやっていく中で、あとは不都合な点があれば修正しながらやっていくということで、取りあえずスタートするということが大事かと思えます。

以上です。

委員長：千葉委員、いかがですか。

千葉委員：私も、ゆうべ遅まきながら提言に関する指針をタブレットで読みました。

非常に前向きに捉えているという点では評価をしたいと思います。

ただ、今、千田委員が言われましたように、実際にこの指針のとおり議会、議員が動けるかということ考えた場合に、ちょっと首をかしげたくするような文言等もありました。

ですから、これを実際に動いた形での議会、議員としての活動について私も注視していきたいと思ひますし、皆さん方の対応について、一緒になって対応を検討していきたいと、このように思ひます。

以上です。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：先ほど事務局から説明があつたように、まず一步を踏み出して、トライ・アンド・エラーを繰り返しながら、よりよいものを目指していくという方向での取組に賛成するものであります。

委員長：岡田委員。

岡田委員：これまでの検討の中で出た各議員の意見を丁寧に反映されていると確認いたしましたので、この案でまず実施してみることが大事になるかと思ひております。

委員長：ただいま、各委員から御意見がありました、これを受けての皆様方の意見、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

それでは、意見も出尽くしたところでございますが、1の政策検討会議の設置についてから、3の常任委員会単位での代表質問については、最終案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決定いたしました。

なお、文言の軽微な修正などについては、正副委員長に御一任願ひたいと思ひます。また、この決定に伴ひ、一関市議会会議規則等の改正も必要な場合がありますので、その取扱いについては改めて後日協議いたします。

次に、(4)今後の議会改革の取組について、事務局から説明させます。

熊谷書記。

熊谷書記：それでは、お手元のタブレットの資料を御覧いただきたいと思ひます。

このスケジュールにつきましては、6月の議会運営委員会において策定いただいたスケジュールとなっております。

若干日付は変わっておりますが、本日の予定のところは、この資料でいう10月31日のところとなっております。

本日は、政策検討会議の設置から常任委員会単位での代表質問を決定する日というようなことでスケジュールを組んだところです。

その下にナンバー４として、歳入予算・決算に係る分科会審査手法の提案説明、それからもう一つ、ナンバー５、一般質問（時間制限、重複回避等）というようなことで、これについての事例研究も予定に入れていたところでもあります。

ただ、このナンバー４とナンバー５につきましては、いろいろ御意見が分かれることも想定されますし、政策提言ガイドライン以上に各議員に直接関係する部分もあるというようなことで、一度議員全員協議会を開いて、議員全員がいる中で意見収集を行ってから、その上で、議会運営委員会での協議を始めてはどうかというようなことを事前に正副委員長と検討しておったところでもあります。

なお、議会運営委員会の協議スケジュール、それから協議の回数等は若干修正するというようなことになりましたけれども、最終的な決定時期については変えずに進めていくことを考えております。

以上、よろしく御協議をお願いいたします。

委員長：意見交換を行います。

今、事務局から説明のあったとおり、歳入予算・決算に係る分科会の審査手法、それから一般質問については、今後、それこそ皆さんで協議していく中で、議員全員に一回諮ったほうがいいのではないかと考えておりますので、時期的については、このスケジュールから言うと、12月とか2月ということになっておりますけれども、その辺を見据えながら協議進めていきたいなと思っております。

また、先ほどの指針、それからこのスケジュール等についても、あさっての議員全員協議会の中で説明する予定としておりますので、早速、全議員のほうにこの最終案をタブレットで送って、内容を確認していただいて、あさっての議員全員協議会に臨みたいと思っておりますので、委員各位、各党派等への周知等もひとつよろしくお願いしたいと思います。

小野寺委員。

小野寺委員：日程について、スケジュールについてですけれども、10月31日となっておりますが、これは時間的にはどういう時間帯になる予定なのですか。

委員長：この辺については、あくまでも10月中に決定したいということですので、あさって説明し、今日の議会運営委員会で決定していただきますので、全員協議会で説明すれば、そのままもう決定へということで進めることができるのかと思います。

熊谷書記。

熊谷書記：すみません、スケジュールにある日付ですが、10月31日というのは、6月時点で見込んだ日付でありまして、ここの10月31日というのを今日、今やっているというところになります。

11月以降の日付についても、6月時点の見込みの日付ですので、必ずこの日付でとい

うようなことではありません。

委員長：分かりました。

そうすると、今日の日程が10月31日の当初のスケジュールの日と捉えてよろしいです。そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で、質疑、意見交換を終わります。

それでは、(4)今後の議会改革の取組については、事務局の説明のとおり、歳入予算・決算の審査手法や一般質問の制限時間などについては、全員協議会を開催し、あらかじめ各議員からの意見を聞いた上で、議会運営委員会で協議を進めることといたします。

さよう進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決定いたしました。

議員全員協議会の開催については議長に申入れたいと思います。

次に、その他に入ります。

事務局から報告事項があります。

熊谷書記。

熊谷書記：事務局のほうから2点ほど御報告があります。

まず1点目は、議会図書室についてであります。

タブレットの資料を御覧いただきたいと思います。

議会図書室の図書の購入の選定につきましては、議会改革とは別個に協議調整を進めておりましたが、先日議長と協議を行いまして、方向性の案をまとめましたので、御報告いたします。

まず、購入図書選定のルール化というようなことで、まずは、議員のほうから購入希望図書申込書を議長に提出していただくということでございます。

それを、②として、購入希望図書を事務局で取りまとめます。

それを受けまして、購入の決定ですけれども、①議会運営委員会の中で購入の適否について意見を伺いたいと思っております。

これは6月、9月、12月の通常会議の議会運営委員会の際にというようなことで、年3回意見を伺う場を設けてはどうかということでございます。

②として、その意見を踏まえまして、議長が予算の範囲内で購入図書を決定する流れになります。

これまでは、予算執行ということになりますので、事務局が中心となって選定しておりましたが、今後は議員からの希望も取り入れるということになります。

以上が、図書購入選定のルール化でございます。

それから、2番目、これも議会運営委員会以外の議員のほうから意見があった内容になりますけれども、会派で購入した図書の取扱いでございます。

これは購入者の判断によるところでございますけれども、可能な範囲で議会図書室のほうに御寄贈いただくというようなことで共通ルールとしてはどうかということでございます。

3番目、配架した図書については、これまでもやっておりますけれども、この本を買いましたというようなことについては、メールで全議員に周知をさせていただきたいと思っております。

次のページを御覧いただきたいと思います。

次のページにつきましては、新たな取組ということで、一関図書館との連携についてであります。

議会図書室と一関図書館が連携して、議員が必要とする文献を紹介するサービスを行えるような体制を取りました。

議員が一般質問であったり、政策提言で、何か参考になる本を紹介してほしいというような要望がありましたら、議会事務局を通じて一関図書館に聞き、一関図書館から紹介してもらおうというような内容になります。

当然、議員が直接図書館に行ってレファレンスサービスを受けるということも、これは通常できるサービスなのですが、それとは別に、議会図書室としての機能として活用するというところでございます。

それから、一番下、議会だよりや議会の提言書なども図書館に配架してもらうことができることになりました。

また、議会活動の見える化というようなことで、例えば今行っている学生との懇談会で書き記した模造紙を図書館に貼り出させていただくというようなこともいいのではないかとというようなことで、図書館のほうから報告をいただいたところでございます。

なお、蔵書の多い千葉県の浦安市の図書館に確認しましたが、浦安市の図書館では、議会の会議録や、あるいは会派で発行した活動記録なども配架しているというようなことでありましたので、そういった内容についても、今後、図書館と協議、検討させていただきたいと考えております。

1点目は以上でございます。

次、2点目になります。

同じくタブレットの資料を御覧いただきたいのですが、2つ目の報告事項になります。

早稲田大学マニフェスト研究会が主体になって毎年行っているマニフェスト大賞というものがあります。

今年は全国から3,000件を超える応募があったということですが、その中で、当市の取組が上位40件の優秀賞、躍進賞に選ばれたところであります。

当市のほうから応募した主な内容については、議会モニターの導入であったり、広報のリニューアル、あるいは岩手大学との調査研究といった取組をこの大賞にエントリーしたところでございます。

来月10日に東京の六本木ヒルズで授賞式がありますし、その前の日、9日には受賞団体の事例発表会があります。

事例発表会の日については、気仙沼市、陸前高田市との3市議会の交流会と重なりましたので、オンラインでの出席を考えております。

授賞式も発表会もいずれも議長対応を予定しております。

いずれもインターネットで見ることができますので、ぜひ委員の皆様にも御覧をいただきたいと思っております。

以上、2件の報告でございます。

委員長：ほかに、皆さん方、何かございませんか。

小野寺委員。

小野寺委員：先ほど図書の購入というか、充実の話があったわけですがけれども、図書室は現状のまま、どこか少し片づけて対応するというような方向であるのかどうか、その辺のところをお聞きします。

委員長：三浦事務局長。

事務局長：図書室につきましては、今月末、27日に一斉に不要物品等の整理を行いまして、図書のスペースを確保して対応したいというように考えております。

以上であります。

委員長：図書室の場所は同じですか。

三浦事務局長。

事務局長：図書室の場所については、現在の場所をそのまま有効活用するというような予定であります。

委員長：そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で、予定した案件の協議を終わります。

なお、次回の議会改革に係る議会運営委員会の開催日程につきましては、後日連絡をいたしますので、よろしく申し上げます。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時28分 終了)